

質問事項案

2009/10/4

弁護士藤原宏高

(板倉、増田、斎藤加筆)

第1 グーグル関係者への質問事項

1. 米国クラス・アクション訴訟・和解の実情

ア (和解案に対する米国内外の対応状況)

当初の和解案に対する米国内外の離脱や異議申し立て状況、和解に参加した場合でもデータベースからの除去 (Removal) を求めた状況を具体的にご説明ください。

イ (クラスアクションにおける和解の範囲)

クラス・アクションの訴訟自体は、実際にグーグルが行っていたスキャンニング及び検索利用についての差止、及び損害賠償請求であったと理解されますが、そのような訴訟において、商用の表示利用までを含む和解をクラスアクションの和解として行うことが可能なのはなぜでしょうか。クラス・アクションで和解可能な範囲は、米国法上どのように規律されているのでしょうか。

ウ (米国外著作権者を含める問題点)

和解案成立の過程では、米国外に在住する著者及び出版社もクラスに含むことは当然のこととされていたのでしょうか。それとも何らかの議論があったのでしょうか。

米国外に在住する著者及び出版社に対しては、米国クラス・アクションで要求されている通知はどのように行ったのでしょうか。通知方法の是非は議論されたのでしょうか。

実際には訴訟に参加していない外国に存在する著者及び出版社も、離脱の意思表示をしない限り和解に参加したものと扱われることは、外国人著者に対する著作権の強制許諾を構成することになり、ベルヌ条約やWIPO条約の違反となるおそれはないのでしょうか。この点については、議論はなされたのでしょうか。

エ (権利放棄の問題点)

和解に参加する限り著者及び出版社は米国実体法上の権利を放棄するとの条項は、どうして入れられたのですか。

権利放棄の範囲は、米国実体法上の権利に限定されますか。他国の著作権法上の権利も含まれますか。

和解に参加しても著者及び出版社に不利益はないとお考えのようですが、一切の権利放棄の条項は、特に著者について、一方的に不利となるケースは全く発生しないのですか。

オ (米国内でインターネット経由にて配信する問題点)

和解に参加した著者の作品のデジタルデータを、グーグルがインターネット経由で配信する場合、米国外でも閲覧されるリスクはないのですか (プロキシ、ミラーサイトの問題点)。

かかる場合、どのような対応をお考えでしょうか。

カ（和解案成立の可能性）

米国司法省や米国著作権局は、どのような論理で当初の和解案に反対したのでしょうか。和解案は、どのような点が修正される見込みでしょうか。

（参考・道垣内先生からグーグル関係者へのご質問事項）

<本件和解判決の効力は日本では承認されないことを前提に、本件和解判決確定後、当該手続上は当事者に含まれているとされる著作者が、日本において、被告に対して当該著作者のアメリカ著作権を被告がアメリカで侵害していることに基づく損害賠償請求訴訟を提起し、日本の裁判所はこの訴訟について管轄を認め、かつ、アメリカ法を適用してその損害賠償請求を認めることが予想されとした場合、アメリカにおけるクラス・アクション制度上、どのような影響があり得るか。より一般化すれば、アメリカでのクラス・アクションにおける判決又は和解の拘束力が及ばない外国において再提訴することが可能な者をクラスに含めることができるか。>

第2 道垣内先生への質問事項

1. 日本在住者が米国クラス・アクションにおけるクラスに含まれる可能性

グーグルケースでは、著作権に関する条約という特殊な道具を通じて米国クラス・アクションのクラスに日本在住者が含まれる可能性が生じましたが、他の法域において、日本在住者がクラスに含まれた事例、今後含まれる可能性はありますか。

2. 国際裁判管轄関係条約、国際裁判管轄法制との関係

現在、国際裁判管轄に関する立法化作業が進んでいますが、国際裁判管轄関係の条約は、クラス・アクションにおいて外国人がクラスに含まれる場合を想定しているのでしょうか。また、日本の国際裁判管轄法制（特に国際訴訟競合関係）は、クラス・アクションにおいて日本人がクラスに含まれる場合を想定しているのでしょうか。

3. 米国クラス・アクションにおいてクラスに含まれる者に対して一般的に用いられている通知方法は、日本在住の日本人の著者に対して行われた場合、日本の法制化でも有効でしょうか。

第3 田村先生への質問事項

1. 米国法上、著作権侵害が発生した場合の実体法上の問題点

仮にグーグルが米国人作家の同意なく、同作家の作品を米国図書館でスキャンしてインターネット上で配信した行為が米国で著作権侵害に該当すると仮定した場合は、日本在住の日本人の作家の作品を同様に配信すると、ベルヌ条約等に日本が加盟していることから、

同行為は、日本人作家の米国での著作権侵害に該当する余地があると考えられます。

ア（米国著作権法の適用の有無の問題）

例えば、スキャンする行為それ自体はアメリカでフェアユースとして適法となる余地はあるのですが、スキャンした作品を作家に無断でインターネット上に配信する行為は米国著作権法上でも適法となる余地はないと思いますが、いかがですか。

イ（米国著作権侵害に基づく不法行為成立の場所の問題）

仮に、インターネットで配信することにより、米国以外でも作家の作品を見ることができるとすると、米国法上の著作権侵害はどこで発生したと考えるべきでしょうか。作品を閲覧できる国毎に不法行為等が成立するのでしょうか（越境侵害）。

ウ（日本で米国著作権侵害が発生する問題）

日本で閲覧できる場合は、日本において米国法上の著作権侵害に基づく不法行為が成立すると考えると、無断で作品を配信された日本人作家は、国際裁判管轄の問題としては米国グーグルを被告として日本の裁判所に提訴できると思いますが、いかがでしょうか。

エ（米国クラス・アクションで和解に参加した場合の問題点）

作品を無断でスキャンされた作家が米国クラス・アクションにおける和解に参加した場合は、和解の効果として、以後はグーグルに対して和解で定められた事項以外の権利主張ができなくなると思われますが、日本国内において裁判が行われる場合でも米国法上の著作権侵害に基づく法的主張ができなくなるのでしょうか（米国クラス・アクションの効果として）。

オ（著作権侵害以外のケース）

著作権侵害以外でも、インターネット等を経由した越境侵害が問題となるケースはありますか。

2. 日本法上、著作権侵害が発生した場合の実体法上の問題点

ア（日本の著作権法の適用の有無の問題）

米国著作権法下では作品のスキャンが適法となる余地はあっても、フェアユースのない日本の著作権法では、日本人の作品に限っては違法となると考えられますが、作品をスキャンする同一の行為が国毎にそれぞれの法制度下で不法行為となったり、ならなかったりするのでしょうか。

イ（日本での著作権侵害に基づく不法行為成立の場所の問題）

米国で日本人作家の作品をスキャンしたり、インターネットで配信したりする行為が日本法上の著作権侵害となると仮定した場合、スキャンに基づく複製権侵害による不法行為は米国で発生しますが、米国外においても配信を受けられると仮定すると、インターネットで配信する行為に基づく日本法上の公衆送信権侵害による不法行為は、配信先となる日本で発生すると考えてよろしいでしょうか。

その結果、米国法上の著作権侵害と日本法上の著作権侵害の双方が発生すると考えてよ

ろしいでしょうか。

ウ（米国クラス・アクションで和解に参加した場合の問題点）

作品を無断でスキャンされた作家が米国クラス・アクションにおける和解に参加した場合は、和解の効果として、以後はグーグルに対して和解で定められた事項以外の権利主張ができなくなると思われますが、日本でも日本法上の著作権侵害に基づく法的主張ができなくなるのでしょうか（米国クラス・アクションの効果として）。

3. 著作者人格権侵害に関する実体法上の問題点

ア（著作者人格権に関する各国の法制度下での問題点）

米国クラス・アクションにおける和解に参加すると、**moral rights** を含む米国実体法上のすべての権利が放棄されることになるようですが、そもそも著作者人格権の存在しない米国では、**moral rights** の放棄は大きな問題とは認識されていないと思われます。このように一つの作品に関する権利が各国の法制度下では著作者人格権として保護されたり、保護されなかったりするのでしょうか。

イ（**moral rights** を含む米国実体法上のすべての権利の放棄の意味）

米国クラス・アクションにおける和解に参加すると、米国で **moral rights** として認められている実体法上の権利をすべて放棄することになりますが、これは米国クラス・アクションにおける和解の射程距離の問題とも関連しますが、その結果、同一作品に関する日本法上の著作者人格権の行使に対して、どのような影響があり得るでしょうか。

例えば、日本法上の著作者人格権のうち、**moral rights** に相当する部分の権利行使に何らかの制限を受ける可能性はありますか。

更に進んで、著作者人格権という日本法上の広範かつ強力な権利そのものの行使が権利濫用などの理由により何らかの制限を受ける可能性はありますか。

ウ（日本での著作者人格権の行使に関する問題点）

上記イの問題点とリンクしますが、和解に参加した作家は日本の著作権法上でも、同一の作品に関する権利である限り、グーグルに対して著作者人格権を主張できなくなるのでしょうか。このように日本人の作家が米国クラス・アクションにおける和解に参加した場合と参加しない場合とでは、日本における著作者人格権の行使に大きな制約を受けたり、何らかの差異が生じる可能性はありますか。

エ（日本で同様なサービスを始めたと仮定した場合の実体法上の問題点）

上記イの問題点とリンクしますが、仮に今後、グーグルが日本でも作品のスキャンを始めたと仮定すると、日本人の作家も大きな影響を受けることになると思われますが、米国クラス・アクションにおける和解に参加すると、すべての作品に関して日本でも著作者人格権の行使に何らかの制限を受ける可能性はありますか。

以上